

令和5・6年度長崎県入札参加資格申請要領

【随時申請】（建設コンサルタント等業者用）

長崎県土木部監理課
TEL 095-894-3015(直通)

1. 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 営業に関し、法律上必要となる要件を満たさない者
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (6) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く）

2. 申請方法

インターネットによる電子申請システムを利用した書面申請とします。
※電子申請システムにより申請情報を入力し、電子申請後必要書類を郵送してください。

3. 受付期間

令和5年4月3日（月）～令和7年1月31日（金） （消印有効）

4. 郵送先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県土木部監理課建設業指導班
注1 「封筒貼付あて名用紙」を貼付けてご利用ください。
注2 特定記録郵便や書留郵便等により郵送すること。

5. 資格の有効期間

資格認定日から令和7年3月31日までの2年間
※資格認定日は申請を行った翌々月の初日。申請月は、書面が県に到達した月（消印有効とします。）

6. 提出部数

正本1部

7. 提出書類

電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類（※提出書類一覧表[チェックリスト]参照）

8. 契約保証金の免除措置について

本県と契約を締結する場合は、長崎県財務規則第111条（契約保証金）により、原則として保証金を徴収することになっています。

ただし、免除を希望する場合は、以下の要件を満たす2件分の履行完了が確認できる書類を提出してください。（1業者につき2件とし、業種別には不要です。2件以上履行完了実績がある場合は、契約金額が大きいものから2件を選んでください。）

（注）免除の対象となる契約金額の範囲等については提出された書類により、個々に県において決定するものであり、書類の提出をもって直ちに免除されるものではないので念のため申し添えます。また、提出しなくても入札参加資格審査申請は可能です。

【要件】

1. **契約の相手方**が国又は地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）との調査、設計、測量業務契約の履行完了実績が2件以上あること。
※独立行政法人、国立大学法人は対象外
※都道府県・市町村の公社は対象外
※JV（共同企業体）として履行した場合は、協定書等の出資割合がわかる書類を提示すること。
2. **契約締結日**が**令和3年4月1日以降**のものであって、かつ履行完了していること。

【提出書類】

履行証明とは次の①から③までのいずれかとします。

- ①契約書の写し及び業務完了確認書の写し
- ②契約書の写し及び発注者が発行した履行証明書（契約締結日、金額、業務名、工期、完成年月日、発注者及び受注者等が確認できるもの）の写し
- ③テクリスの竣工登録データの写し

なお、①から③までを組み合わせて2件提出することでもかまいません。

申請の手順及びスケジュール

■ 利用登録（IDを取得する）

※IDをすでに取得している場合は、利用登録は必要ありません。

- ①電子申請システムにアクセスします。
- ②「利用登録」画面で、申請情報を入力し利用登録を行います。
- ③「仮登録確認」のメールが届きます。メール内のURLにアクセスしてください。
- ④「利用登録承認」のメールが届きます。IDが発行されます。

※①から③までの作業を続けて行ってください。

■ 入札参加資格審査申請

- ※「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
- ①ID・パスワードを準備のうえ、電子申請システムにログインします。
 - ②必要項目を入力のうえ、電子申請を行ってください。
 - ③入札参加資格申請書を印刷します。

※電子申請システムに入力し、「申請」ボタンをクリックしただけでは、申請は終了していません。必ず、電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類を併せて期限までに提出してください。

また、書類のみを提出しても電子申請システムで「申請」ボタンをクリックしないと申請は終了していませんので、ご注意ください。

■ 必要書類の送付

申請データの送信が終わりましたら、必要書類を郵送してください。

■ 長崎県における審査

※審査の結果、修正箇所・不備書類があった場合
長崎県から不適正の通知メールがありますので、申請データの修正・不備書類の送付をしてください。

■ 審査完了

※審査が完了した場合

担当者情報欄に登録されているメールアドレスあて、審査完了の連絡（適正）メールが送信されます。受付期間終盤は申請が殺到し、適正メールが発行されるまで期間を要しますので、ご了承ください。

■ 変更の届出

入札参加資格申請後に申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出申請を行ってください。また、関係法令上、変更が生じた場合も、遅滞なく変更の届出申請を行ってください。
（P6「入札参加資格申請後の変更の届出についての注意点」参照）

- (1)「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
- (2)原則、書面のみの申請は受付致しません。電子申請システムをご利用ください。
- (3)電子申請システムから出力された「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」については、出力した日付が印字されますので、その日付のままで提出してください。
- (4)変更内容により添付書類が必要です。変更事項及び添付書類についてはホームページでご確認ください。

入札参加資格審査申請提出書類一覧表(チェックリスト)

測量・建設コンサルタント等

業者固有番号 (ログインID)		商号又は名称		
No.	提出書類	注意事項等	提出の必要性	チェック欄
1	提出書類一覧表 (チェックリスト)	このチェックリストで必要書類を確認し、提出書類の一番上に添付 ※両面印刷可	必須	<input type="checkbox"/>
2	一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (様式 1-1)	電子申請により印刷したもの (「 <u>確認用印刷</u> 」ではなく「 <u>申請用印刷</u> 」(右上に日付が印字) で印刷したもの) ※押印を忘れないこと ※行政書士による代理申請の場合は職印を押印すること	必須	<input type="checkbox"/>
3	〃 (様式 1-2) [会社全体]	電子申請により印刷したもの	必須	<input type="checkbox"/>
4	〃 (様式 1-3) [本店]	〃	必須	<input type="checkbox"/>
5	〃 (様式 1-3) [受任営業所]	〃	委任をする場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
6	申請等内容が真正であることの「誓約書」		必須	<input type="checkbox"/>
7	営業所一覧表 (様式 2)	中央公契連統一様式等でも可	必須	<input type="checkbox"/>
8	技術者経歴書 (様式 3)	中央公契連統一様式等でも可	必須	<input type="checkbox"/>
9	登録を受けていることを証明する書面 (登録通知書又は証明書写し) <input type="checkbox"/> 測量業者登録 (測量法第55条) <input type="checkbox"/> 建築士事務所登録 (建築士法第23条) <input type="checkbox"/> 建設コンサルタント (建設コンサルタント登録規程第2条) <input type="checkbox"/> 地質調査業者 (地質調査業者登録規程第2条) <input type="checkbox"/> 補償コンサルタント (補償コンサルタント登録規程第2条) <input type="checkbox"/> 不動産鑑定業者 (不動産の鑑定評価に関する法律第22条) <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 (土地家屋調査士法第8条) <input type="checkbox"/> 司法書士 (司法書士法第8条) <input type="checkbox"/> 計量証明事業者 (計量法第107条)	※「入札参加希望業種」で「 <input checked="" type="checkbox"/> 」したそれぞれの項目に係る登録の証明書全て ※証明書は、提出日時時点で証明日が <u>直前3ヶ月以内</u> のもの ※営業所等において測量業及び建築士事務所の登録をしている場合は、以下の書面 【測量業】 (①～②全て) ① 測量法第55条に基づく登録の証明書 (写) ② 「受任営業所」の記載のある測量業者登録申請書及び添付書類 (ト) (法第55条の3第6号) (写) 【建築士事務所登録】 ① 建築士法第23条に基づく登録の証明書 (写)	該当する場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
10	各登録規程に基づく現況報告書の写し (建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査業者)	国土交通省の確認済印のある最新のもの	該当する場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
11	長崎県税の未納がない証明書 (原本) <u>写しは不可</u>	※提出日時時点で証明日が <u>直前3ヶ月以内</u> のもの	長崎県内に営業所等がある場合のみ	あり <input type="checkbox"/> (原本 <input type="checkbox"/> (3ヶ月 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>

12	消費税及び地方消費税の未納がない証明書（その3） （原本）写しは不可 ※「その3の3」（法人）でも可	※提出日時点で証明日が 直前3ヶ月以内 のもの	必須	<input type="checkbox"/> （原本 <input type="checkbox"/> ） （3ヶ月 <input type="checkbox"/> ）
13	雇用保険加入が確認できる書類 （下記のいずれか） <input type="checkbox"/> 「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険料納入証明書等（写し可） <input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所設置届（新規加入の事業所に限る） <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる書類	※領収証書等の写しは直近分のもの、証明書（写し）は申請時前3ヶ月以内に発行されたものであること	適用除外以外は必須。 本店一括以外は営業所ごとに提出が必要。	あり <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/>
14	健康保険及び厚生年金保険加入が確認できる書類 （下記のいずれか） <input type="checkbox"/> 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し <input type="checkbox"/> 健康保険及び厚生年金保険の納入証明書（写し可） <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険新規適用届（新規加入の事業所に限る） <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる書類	※領収証書等の写しは直近分のもの、証明書（写し）は申請時前3ヶ月以内に発行されたものであること	適用除外以外は必須。 本店一括以外は営業所ごとに提出が必要。	あり <input type="checkbox"/> 適用除外 <input type="checkbox"/>
15	委任状（原本）	委任期間の満了日は 令和7年3月31日 と記載	営業所に委任をする場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
16	契約保証金免除措置に係る調査・設計・測量業務の実績を証明する書類（2件）	P1「8. 契約保証金の免除措置について」参照 ※契約締結日が 令和3年4月1日以降 で履行完了であるか確認すること	該当がある場合で、免除措置を希望する場合	あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
17	委任状（原本）	行政書士による代理申請の場合	該当する場合のみ	あり <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>

（注）提出書類は、ダブルクリップ等でひとまとめにすること（ファイリングは不要）

【長崎県利用欄】

(担当)	(保険未加入)	(補正)	
	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> あり	

申請にあたっての注意事項

新規申請以外は、現年度の業者情報が自動表示されます。必要に応じて修正してください。

チェックリスト確認の注意点

No.11、12 注意点

No.	提出書類	注意事項等	提出の必要性	チェック欄
11	長崎県税の未納がない証明書（原本） 写しは不可	※提出日時時点で証明日が直前3ヶ月以内のもの	長崎県内に営業所等がある場合のみ	あり <input checked="" type="checkbox"/> (原本 <input checked="" type="checkbox"/> (3ヶ月 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>
12	消費税及び地方消費税の未納がない証明書（その3）（原本）写しは不可 ※「その3の3」（法人）でも可	※提出日時時点で証明日が直前3ヶ月以内のもの	必須	<input checked="" type="checkbox"/> (原本 <input checked="" type="checkbox"/> (3ヶ月 <input checked="" type="checkbox"/>

原本であるか、提出日時時点で証明日が直前3ヶ月以内のものであるか確認のうえ、レ点チェックしてください。

入札参加資格申請後の変更の届出についての注意点

測量や建設コンサルタントなどの各業務の運営規定や登録規定などの関係法令に基づいた事業運営ができなくなった場合（例えば、必要な有資格者の配置ができないなど）には、国（所管庁）へ変更届や廃止届を提出することとなっています。

国への変更等がなされない場合は、実質的には入札参加資格の要件を欠いているにもかかわらず、形式的には資格を保有し、入札に参加することにより、適正かつ公正な入札の執行に大きな影響を及ぼすこととなります。

各業務内容に変更が生じた場合には、必ず国へ変更届を提出するとともに、変更内容が入札参加資格要件の有無にかかわる場合には、国への提出期限に関わらず、遅滞なく、入札参加資格の変更届を提出していただくようお願いいたします。